

意見書

平成16年8月22日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 〒399-
(ふりがな) ながのけんこまがねし
住 所 長野県駒ヶ根市
(ふりがな)
氏 名
電話番号
メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

国、地方公共団体の無線電波利用料について

消防救急無線は、災害対応の非常通信です。「国民の生命、身体、財産の保護」に係る高い公共性があり、公務に欠くことのできない重要な通信手段となっています。電波利用料徴収により地方公共団体等は財政的な負担となり、住民にとって不可欠な行政サービスの低下が懸念されます。

また、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する消防救急無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担により、デジタル化移行への遅れが懸念されます。

このようなことから、地方公共団体等の電波利用料について、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。